



山形県公報

平成15年4月1日(火)

号 外(26)

目 次

規 則

山形県行政組織規則の一部を改正する規則..... (人 事 課) ... 1

規 則

山形県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成15年4月1日

山形県知事 高 橋 和 雄

山形県規則第41号

山形県行政組織規則の一部を改正する規則

山形県行政組織規則(昭和39年4月県規則第35号)の一部を次のように改正する。

目次中「第1款の2 病院局の分掌事務」を「第1款の2 危機管理室の分掌事務」に改め、「第1款の4 環境政策推進室の分掌事務」を削り、「第2款 自動車税事務所」を

「第2款 自動車税事務所」 「第3款 消費生活センター」
第3款 消費生活センター に、 第4款 消防学校 を
第4款 消防学校 」 第4款の2 国民文化祭推進事務局
第5款 環境保全センター 」

「第3款 環境科学研究センター」
第4款 国民文化祭推進事務局 に、「第12款 点字図書館」を「第12款 削除」に、
第5款 削除 」

「第18款 県立病院」
第19款 成人病センター を「第18款から第20款まで 削除」に、「第1款 計量検定所」を「第1款 削除」
第20款 救命救急センター」

に、「第11款 全国植樹祭推進事務局」を「第11款 削除」に、「第3款 全国都市緑化フェア推進事務局」を「第3款 削除」に改める。

第8条の2を次のように改める。

(危機管理室及び総合政策室)

第8条の2 総務部に危機管理室及び総合政策室を置く。

第8条の3及び第8条の4を削る。

第9条第1項の表総務部の項中「、情報公開係」を削り、

「

」を「

」に、「健康管理係」を「健康増

進係、健康管理係」に、「税務電算第一係、税務電算第二係」を「税務電算係」に改め、同表文化環境部の項中

「

県民生活女性課	庶務係
消防防災課	庶務係、防災係、防災行政無線係、消防係、保安係

」を

環境企画課	庶務係、温泉保全係	に改め、同表健康福祉部の項中
環境整備課		
環境保護課	施設整備係	

医務福祉課	庶務係、経理係、地域福祉係、地域保健係、医務係、保健福祉統計係、援護係、恩給係	を
-------	---	---

健康福祉企画課	庶務係、経理係、地域福祉係、地域保健政策係、医務係、援護係、恩給係	に、「更生係、福祉係」を
---------	-----------------------------------	--------------

「身体障害福祉係、知的障害福祉係」に、「薬務係」を「薬務係、生活衛生係」に改め、同表商工労働観光部の項中「鉱害防止係」を「鉱害防止係、計量係、工業団地係」に改め、「工業団地係、技術振興係」を削り、「庶務係、商政係」を「商政係」に改め、「物産振興係」を削り、「広域観光係」を「広域観光係、物産振興係」に改め、同表農林水産部の項中「農業共済係」を「農業共済係、担い手育成係、経営指導係、構造改善係」に、「評価向上対策係」を「流通推進係」に改め、「生産環境係、植物防疫係」、「農地整備計画係」、「ほ場整備係、総合整備係」及び「普及指導係」を削り、「県営林係」を「森林整備係、林道整備係、治山係、技術管理係」に改め、同表

土木部の項中 「建設業係」 を 「」 に、

河川課	庶務係、行政係、河川管理係、河川計画係、河川整備係、災害経理係、災害復旧係	を
砂防課	庶務係、砂防企画係、斜面保全係、砂防係	

河川砂防課	庶務係、行政係、河川管理係、河川計画係、河川整備係、災害経理係、災害復旧係	に改め、同条第2項を次のように改
-------	---------------------------------------	------------------

める。

2 総務部危機管理室に次の表の左欄に掲げる課を置き、当該課に同表の右欄に掲げる係を置く。

課名	係名
生活安全調整課	庶務係
食品安全対策課	食品衛生係、水道係
消防防災課	防災係、消防係、保安係

第9条第4項を削り、同条第5項の表総務課の項中

危機管理室		を
秘書室	栄典係	

秘書室	栄典係	に、「広報第一係、広報第二係」を
-----	-----	------------------

「報道係、広報係」に改め、同表文化振興課の項中

国際室	旅券係	を
-----	-----	---

男女共同参画室		に改め、同表県民生活女性課の
国際室	旅券係	

項を削り、同表中

医務福祉課	指導監査室	保護係、福祉指導係、団体指導係	を
-------	-------	-----------------	---

健康福祉企画課	指導監査室	保護係、福祉指導係	に、
---------	-------	-----------	----

保健薬務課	健康やまがた推進室	健康栄養係	を
	生活衛生室	水道係、食品衛生係、営業指導係	

保健薬務課	健康やまがた推進室	健康栄養係	に改め、同表農政企画
工業振興課	戦略技術推進室	技術振興係	

課の項中

担い手育成室	担い手育成係、経営指導係、構造改善係		を
団体検査指導室	団体指導係		

団体検査指導室	団体指導係	に改め、同表中
---------	-------	---------

森林課	森林整備室	森林整備係、林道整備係、治山係、技術管理係	を
-----	-------	-----------------------	---

農業技術課	安全農産物生産室	生産環境係、植物防疫係	に、
農村計画課	水田畑地化推進室	農地整備計画係、農地整備係	

	空港港湾室	港湾係、空港係	を
--	-------	---------	---

	空港港湾室	港湾係、空港係	に改め、同条第5項を
河川砂防課	砂防室	砂防企画係、斜面保全係、砂防係	

同条第4項とする。

第11条第2項の表経理課の項中「決算係、国費係」を「決算国費係」に改める。

第12条第1号中リをヌとし、チの次に次のように加える。

リ 防災、消費者保護その他県民生活の安全に関する事項

第12条第2号口中「防災、消費者保護、」及び「安定及び」を削る。

第2章第2節第1款の2を次のように改める。

第1款の2 危機管理室の分掌事務

(危機管理室の分掌事務)

第12条の2 総務部危機管理室の分掌事務は、防災、消費者保護その他県民生活の安全に関する事項とする。

第2章第2節第1款の4を削る。

第13条第1項中「各課」を「各課(危機管理室各課及び総合政策室各課を含む。)」に改め、同項第1号中レからラまでを削り、ムをレとし、ウを削り、同項第3号中ハをニとし、口の次に次のように加える。

ハ 総合支庁に係る総合調整に関する事

第13条第1項第3号に次のように加える。

ホ 処分、行政指導及び届出の手續に関する事

ヘ 県政に関する情報の公開に関する事

ト 個人情報の保護に関する事

チ 行政資料の整備及び活用に関する事

リ 知事の資産等の公開に関する事

第13条第1項中第11号を第14号とし、第10号を第13号とし、同項第9号ヨ中「総合調整」を「調整」に改め、同号中ネを削り、ナをネとし、ラをナとし、同号を同項第12号とし、同項第8号の次に次の3号を加える。

(9) 生活安全調整課

イ 危機管理に関する体制の整備、緊急事態への対応及び関係機関との連絡調整に関する事

ロ 食品安全対策の総合企画、調整及び推進に関する事

ハ 消費者保護に関する事

ニ 生活関連物資の価格等の動向に関する事

ホ 消費生活協同組合に関する事

ヘ 家庭用品の品質表示の適正化及び消費生活用品の安全性の確保に関する事

ト 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する事

チ 交通安全運動の推進に関する事

リ 交通事故被害者対策に関する事

ヌ 食品安全対策課及び消防防災課の庶務に関する事

ル 総務部危機管理室内の連絡調整に関する事

ラ 消費生活センターに関する事

ワ その他総務部危機管理室の分掌事務で食品安全対策課及び消防防災課の所掌に属しないものに関する事

(10) 食品安全対策課

イ 農薬の取締りに関する事(農業技術課で所掌するものを除く。)

ロ 農作物の残留農薬分析検査に関する事

ハ 食品衛生に関する事

ニ と畜検査に関する事(保健薬務課で所掌するものを除く。)

ホ 食鳥処理事業及び食鳥検査に関する事

ヘ 水道に関する事

ト 飲用のための井戸及び飲用水の衛生対策に関する事

(11) 消防防災課

イ 災害対策の総合調整に関する事

ロ 災害救助に関する事

ハ 気象情報の収集及び伝達に関する事

ニ 防災行政無線に関する事

ホ 消防防災ヘリコプターの運航管理に関する事

ヘ 消防に関する事

ト 危険物取扱者及び消防設備士に関する事

- チ 危険物、高压ガス、液化石油ガス及び火薬類に関すること
- リ 猟銃等の製造及び販売に関すること
- ヌ 電気用品及びガス用品に関すること
- ル 電気工事業及び電気工事士に関すること
- ヲ 消防学校に関すること

第13条第2項中「ウに掲げる事務は危機管理室で、同号」を削る。

第14条第1項中「(環境政策推進室各課を含む。)」を削り、同項第1号中ヲをタとし、同号ル中「置賜文化ホール」を「男女共同参画センター」に改め、同号中ルをヨとし、ヌをカとし、リをワとし、チの次に次のように加える。

- リ 外国との渉外に関すること
- ヌ 男女共同参画社会の形成に関する施策の総合企画、調整及び推進に関すること
- ル 青少年育成の総合企画、調整及び推進に関すること
- ヲ 青少年の非行防止及び事故防止に関すること

第14条第1項第2号中へをトとし、ホをへとし、二の次に次のように加える。

- ホ 県史の編さんに関すること

第14条第1項第3号及び第4号を削り、同項第5号トを同号チとし、同号へ中「環境保全センター」を「環境科学研究センター」に改め、同号中へをトとし、ホをへとし、二をホとし、ハをことし、口を八とし、イの次に次のように加える。

- 口 新エネルギーに関すること

第14条第1項第5号を同項第3号とし、同項第6号中口を八とし、イの次に次のように加える。

- 口 廃棄物の減量化及びリサイクルの推進に関すること

第14条第1項第6号を同項第4号とし、同項第7号ホを次のよう改める。

- ホ 大気環境、水環境、土壌及び地盤環境の保全に関すること

第14条第1項第7号中トをヌとし、へをリとし、ホの次に次のように加える。

- へ 騒音、振動及び悪臭防止対策に関すること
- ト 化学物質対策に関すること
- チ 酸性雨対策、オゾン層保護対策に関すること

第14条第1項第7号を同項第5号とし、同条第2項中「チまで」を「リまで」に、「県民生活女性課の分掌事務のうち同項第3号ル及びヲ」を「同号ヌからヲ」に改める。

第15条第1項中「(病院局県立病院課を含む。)」を削り、同項第1号中「医務福祉課」を「健康福祉企画課」に改め、同項第4号ホ中「点字図書館、」を削り、同号へ中「松濤荘、寿泉荘、福寿荘、大寿荘、」を削り、「ワークショップ明星園」を「ワークショップ明星園、点字図書館」に改め、同項第5号レからツまでを次のように改める。

- レ 製菓衛生師に関すること
- ソ と畜検査に関すること(食品安全対策課で所掌するものを除く。)
- ツ 化製場等に関すること

第15条第1項第5号中ネを削り、ナをネとし、ラをナとし、ムをラとし、ウをムとし、ヰをウとし、ノをヰとし、オ及びクを削り、ヤをノとし、同項第6号を削り、同条第2項中「医務福祉課」を「健康福祉企画課」に改め、「同号レからクに掲げる事務は生活衛生室で」を削る。

第16条第1項第1号ソを同号ラとし、同号レ中「計量検定所及び」を削り、同号中レをナとし、タをネとし、ヨの次に次のように加える。

- タ 計量に関すること
- レ 企業誘致の推進に関すること
- ソ 工業用地の開発整備に関すること
- ツ 農村地域工業等導入の促進に関すること

第16条第1項第2号ホ及びへを次のように改める。

- ホ 山形有機エレクトロニクスバレー構想の推進に関すること
- へ 工業に係る研究開発の促進に関すること

第16条第1項第2号中トを削り、チをトとし、リをチとし、ヌをリとし、同項第3号中リ及びヌを削り、チをヌとし、トをリとし、リの前に次のように加える。

- チ 小売商業の調整に関すること

第16条第1項第3号中へをトとし、ホをへとし、二をホとし、八を二とし、口を八とし、イの次に次のように加える。

ロ 中心市街地活性化対策の総合調整及び推進に関すること

第16条第1項第3号に次のように加える。

ル 情報サービス業その他サービス業の振興に関すること

第16条第1項第4号に次のように加える。

チ 県物産の紹介宣伝及び販路開拓に関すること

リ 物産館に関すること

第16条第1項第5号中ワをカとし、ヲをワとし、ルをヲとし、又をルとし、リを又とし、チをリとし、トをチとし、へをトとし、ホをへとし、同号二中「改善の」を「管理の改善に対する」に改め、同号中二をホとし、八の次に次のように加える。

ニ 勤労青少年及び女性労働者の福祉の増進に関すること

第16条第2項中「雇用労政課」を「工業振興課の分掌事務のうち、前項第2号ホ及びへに掲げる事務は戦略技術推進室で、雇用労政課」に、「前項第5号ヲ」を「同項第5号ヲ」に改める。

第17条第1項第2号中ヲを削り、ワをヲとし、カをワとし、ヨをカとし、タをヨとし、レをタとし、ソをレとし、ツをソとし、ネをツとし、ナをネとし、ラをナとし、ムをラとし、ウをムとし、ヰをウとし、ノをヰとし、オをノとし、クをオとし、ヤをクとし、マをヤとし、同項第3号を次のように改める。

(3) 農業技術課

イ 農業技術の改良普及に関すること

ロ 農山漁村生活の改善に関すること

ハ 農作物の生育状況及び農業気象に関すること

ニ 農林水産物の試験研究の管理及び調整に関すること

ホ 農林水産物の種苗の登録に関すること

ヘ 農業機械化の促進に関すること

ト 環境保全型農業の推進に関すること

チ 地力の増進及び土壌保全対策に関すること

リ 植物防疫に関すること

ヌ 肥料の取締り及び飼料の安全性の確保並びに品質の改善に関すること

ル 農薬の取締りに関すること(食品安全対策課で所掌するものを除く。)

ヲ 農業試験場、砂丘地農業試験場、園芸試験場、養豚試験場、農業研究研修センター、農業大学校及び病害虫防除所に関すること

第17条第1項第4号中リを削り、又をリとし、ルを又とし、ヲをルとし、ワをヲとし、カをワとし、ヨをカとし、タをヨとし、レをタとし、同号ソ中「砂防課」を「河川砂防課」に改め、同号中ソをレとし、ツをソとし、ネをツとし、ツの次に次のように加える。

ネ 水田畑地化振興対策事業(他課で所掌するものを除く。)の総合企画、調整及び推進に関すること

第17条第1項第4号中ヰをノとし、ウをヰとし、ムをウとし、ラをムとし、ナをラとし、ネの次に次のように加える。

ナ 水田畑地化基盤強化対策事業、経営体育成基盤整備事業及び畑地帯総合整備事業に関すること

第17条第1項第5号ハ中「林業構造改善」を「林業及び木材産業の構造改革事業」に改め、同号へを次のように改める。

ヘ 木材利用推進対策に関すること

第17条第1項第5号中ムをウとし、ラをムとし、ナをラとし、同号ネ中「砂防課」を「河川砂防課」に改め、同号中ネをナとし、ツをネとし、ソをツとし、同号レ中「事業」を削り、同号レを同号ソとし、同号タ中「事業」を削り、同号中タをレとし、ヨをタとし、カをヨとし、ワをカとし、ヲをワとし、同号ル中「保護」を「保護並びに森林病虫害防除」に改め、同号中ルをヲとし、又をルとし、リを又とし、チをリとし、トをチとし、への次に次のように加える。

ト 特用林産物の生産振興及び消費拡大に関すること

第17条第2項中「又からラまでに掲げる事務は担い手育成室で、同号」を削り、同項中「同項第2号力からラまで」を「同項第2号ワからナまで」に、「同号ムからヤまで」を「同号ラからクまで」に、「森林課の分掌事務のうち同項第5号ルに掲げる事務(森林の保護に関することに限る。)」並びに同号ヲからカまで及びタからナまでに掲げ

る事務は森林整備室」を「農業技術課の分掌事務のうち同項第3号へからルまでに掲げる事務は安全農産物生産室で、農村計画課の分掌事務のうち同項第4号ネからウまでに掲げる事務は水田畑地化推進室」に改める。

第18条第1項第2号ニ中「発注制度」を「入札制度」に改め、同項第5号中「河川課」を「河川砂防課」に改め、同号に次のように加える。

- ヌ 砂防に関すること
- ル 地すべり等の防止に関すること(農村計画課及び森林課で所掌するものを除く。)
- ヲ 急傾斜地の崩壊の防止に関すること
- ワ 土砂災害の防止に関すること

第18条第1項第6号を削り、同項第7号中レをツとし、タをソとし、ソの前に次のように加える。

- レ 県有施設の保全指導に関すること

第18条第1項第7号ヨ中「受託設計」を「技術指導」に改め、同号中ヨをタとし、カをヨとし、ワの次に次のように加える。

- カ 建築物の耐震設計及び改修の促進に関すること

第18条第1項第7号を同項第6号とし、同条第2項中「前項第3号チ」を「同項第3号チ」に、「建築住宅課」を「河川砂防課の分掌事務のうち同項第5号ヌからワまでに掲げる事務は砂防室で、建築住宅課」に、「前項第7号カ及びヨ」を「同項第6号ヨからレまで」に改める。

第22条第1号中ヨをタとし、カの次に次のように加える。

- ヨ 財務会計システムの運用管理に関すること

第22条第2号イ中「払出通知」を「出納通知」に、「出納局総務課で所掌するものを除く」を「物品に関するものに限る」に改め、同号リ中「属する決算の調整」を「関する決算の報告」に改める。

第31条第1項の表村山総合支庁の項中「工事第一係、工事第二係、整備第一係、整備第二係、」を「工事係、整備第一係、整備第二係、」に、「審査指導係」を「建築住宅係」に改め、同表最上総合支庁の項中「企画指導係、福祉第一係、福祉第二係」を「企画係、指導係、福祉係」に、「施設係」を「遊学の森整備係」に改め、「工事第三係」

を削り、同表置賜総合支庁の項中

県民生活文化係

 を

「

県民生活係

 に、「工務第一係、工務第二係」を「工務係」に、「維持係、企画調査係」

を「維持調査係」に、「審査指導係」を「建築住宅係」に改め、同表庄内総合支庁の項中「工事第一係、工事第二係」を「工事係」に、「工事係、工務第一係、工務第二係」を「工事第一係、工事第二係」に改め、同項中

森林整備課	林政係、林産係、指導第一係、指導第二係、造林係、林道係、森林管理係、治山係、保安林係、公益の森整備係		を
水産課	庶務係、団体金融係、漁業調整係、水産普及係、水産振興係、漁業無線係	酒田市	

水産課	庶務係、団体金融係、漁業調整係、水産普及係、水産振興係、漁業無線係	酒田市	に改める。
森林整備課	林政係、林産係、指導係、造林係、林道係、森林管理係、治山係、保安林係、公益の森整備係		

第33条第3号中キをノとし、ウをヰとし、ムをウとし、ラをムとし、ナをラとし、ネの次に次のように加える。

- ナ 置賜文化ホールの管理に関すること(置賜総合支庁に限る。)

第34条第1項第1号中ヨをタとし、カをヨとし、ワをカとし、ヲをワとし、ルをヲとし、ヌをルとし、リをヌとし、チをリとし、トをチとし、ヘをトとし、ホをへとし、ニをホとし、ハをニとし、口をハとし、イを口とし、ロの前に次のように加える。

- イ 部内の総合調整に関すること(福祉課(庄内総合支庁を除く。))に限る。)

第34条第1項第2号中チを削り、リをチとし、ヌをリとし、ルをヌとし、ヲをルとし、ワをヲとし、同項第3号

中ヤをマとし、クをヤとし、オをクとし、ノをオとし、ヰをノとし、ウをヰとし、ムをウとし、ラをムとし、ナをラとし、ネをナとし、ツをネとし、ソをツとし、レをソとし、タをレとし、ヨをタとし、カをヨとし、ワをカとし、ヲをワとし、ルをヲとし、ヌをルとし、リをヌとし、チをリとし、トをチとし、ヘをトとし、ホをヘとし、ニをホとし、ハをニとし、口の次に次のよう加える。

ハ 部内の総合調整に関すること(庄内総合支庁に限る。)

第34条第2項中「前項第1号イ、ワ及びカ」を「前項第1号ロ、カ及びヨ」に改める。

第35条第1項第9号ツ中「整備」を「整備及び管理」に改める。

第36条第1号中ワをカとし、ヲの次に次のよう加える。

ワ 米沢ヘリポートの管理に関すること(置賜総合支庁に限る。)

第36条第7号中ヲをワとし、ルの次に次のよう加える。

ヲ 公共建築物の技術指導に関すること

第36条第8号中ソをツとし、レをソとし、タの次に次のよう加える。

レ 公共建築物の技術指導に関すること

第3章第3節に次の2款を加える。

第3款 消費生活センター

(設置)

第44条の2 消費生活に関する相談及び苦情を処理するため、山形県消費生活センターを山形市に置く。

(所務)

第44条の3 消費生活センターは、次の各号に掲げる事務を処理する。

- (1) 消費生活に関する相談、苦情処理及び商品テストに関すること
- (2) 消費者の研修に関すること
- (3) 消費生活に関する展示並びに情報の収集及び資料の提供に関すること

(内部組織)

第44条の4 消費生活センターに庶務係を置く。

第4款 消防学校

(設置)

第44条の5 消防組織法(昭和22年法律第226号)第26条の規定により消防職員及び消防団員の教養訓練を行うため、山形県消防学校を東田川郡三川町に置く。

(所務)

第44条の6 消防学校は、次の各号に掲げる事務を処理する。

- (1) 消防職員及び消防団員の教養訓練に関すること
- (2) 消防に関する調査、研究等に関すること
- (3) 山形県防災学習館の管理に関すること

(内部組織)

第44条の7 消防学校に次の表の左欄に掲げる課を置き、当該課に同表の右欄に掲げる係を置く。

課 名	係 名
総 務 課	庶務係
教 務 課	

第3章第4節第3款を次のように改める。

第3款 環境科学研究センター

(設置)

第51条 環境の保全に関する調査、試験、研究等を行うため、山形県環境科学研究センターを村山市に置く。

(所務)

第52条 環境科学研究センターは、次の各号に掲げる事務を処理する。

- (1) 生活環境の保全のための環境監視に関すること
- (2) 自然環境、大気環境及び水環境の保全並びに化学物質による環境リスクの低減を図るための調査研究及び技

術指導に関すること

- (3) 環境大気常時監視テレメーターシステムの管理に関すること
 (4) 環境の保全に関する調査研究の企画調整並びに情報の収集及び提供に関すること
 (内部組織)

第53条 環境科学研究センターに次の各号に掲げる課及び部を置く。

- (1) 総務課
 (2) 環境企画部
 (3) 大気環境部
 (4) 水環境部
 (5) 環境化学部

2 総務課に庶務係を置く。

第3章第4節第4款を削る。

第3章第4節第4款の2中第56条の2を第54条とし、第56条の3を第55条とし、第56条の4を第56条とし、同款を同節第4款とする。

第3章第4節第5款を次のように改める。

第5款 削除

第57条から第59条まで 削除

第3章第5節第12款を次のように改める。

第12款 削除

第91条から第93条まで 削除

第3章第5節第18款から第20款までを次のように改める。

第18款から第20款まで 削除

第108条から第118条まで 削除

第3章第6節第1款を次のように改める。

第1款 削除

第119条から第121条まで 削除

第127条中「当該課に」を「当該課及び部に同表の中欄に掲げる科及び」に改め、同条の表を次のように改める。

課・室・部名	科名	係名
総務課		庶務係
企画調整室		
超精密技術部	精密加工研究科	
	微細加工研究科	
電子情報技術部		
素材技術部		
生活技術部		

第135条中第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

- (4) 農産物等の流通に係る情報の収集及び発信に関すること(大阪事務所に限る。)

第140条の表山形県立米沢高等技術専門校の項を削る。

第142条の表能力開発支援課の項中

「」を「能力開発支援係」に改める。

第151条中第10号を第12号とし、第9号を第11号とし、第8号を第10号とし、同号の前に次の1号を加える。

(9) 農業情報の収集、発信及び分析に関すること

第151条第7号中「及び農民生活」を削り、同号を同条第8号とし、同条中第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 残留農薬分析検査に関すること

第3章第7節第11款を次のように改める。

第11款 削除

第177条から第179条まで 削除

第3章第8節第3款を次のように改める。

第3款 削除

第187条から第189条まで 削除

第199条の表中	山形県情報公開審査会	山形県情報公開条例(平成9年12月県条例第58号)第11条の規定による不服申立てについて調査審議すること	総務課を
	山形県個人情報保護運営審議会	山形県個人情報保護条例(平成12年10月県条例第62号)第5条第2項第8号及び第3項第2号並びに第6条第1項第7号の規定による個人情報の保護に関する事項について調査審議すること	
	山形県個人情報保護審査会	山形県個人情報保護条例第22条の規定による不服申立てについて調査審議すること	
	山形県特別職報酬等審議会	知事の諮問に応じ、議会の議員の報酬の額並びに知事、副知事及び出納長の給料の額について審議すること	

山形県特別職報酬等審議会	知事の諮問に応じ、議会の議員の報酬の額並びに知事、副知事及び出納長の給料の額について審議すること	に、
--------------	--	----

山形県公務災害補償等審査会	議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第19条の規定による審査申立てについて審査し裁定を行なうこと	を
---------------	--	---

山形県公務災害補償等審査会	議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第19条の規定による審査申立てについて審査し裁定を行なうこと	に、 新行財政システム推進課
山形県情報公開審査会	山形県情報公開条例(平成9年12月県条例第58号)第11条の規定による不服申立てについて調査審議すること	
山形県個人情報保護運営審議会	山形県個人情報保護条例(平成12年10月県条例第62号)第5条第2項第8号及び第3項第2号並びに第6条第1項第7号の規定による個人情報の保護に関する事項について調査審議すること	
山形県個人情報保護審査会	山形県個人情報保護条例第22条の規定による不服申立てについて調査審議すること	

山形県本人確認情報保護審議会	住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)の規定によりその権限に属させられた事項及び知事の諮問に応じ同法第30条の5第1項の規定による通知に係る本人確認情報の保護に関する事項を調査審議し、知事に建議すること		を
山形県本人確認情報保護審議会	住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)の規定によりその権限に属させられた事項及び知事の諮問に応じ同法第30条の5第1項の規定による通知に係る本人確認情報の保護に関する事項を調査審議し、知事に建議すること		
山形県消費生活審議会	山形県消費者保護条例(昭和51年7月県条例第42号)の規定によりその権限に属させられた事項並びに知事の諮問に応じ消費生活の安定及び向上を図るための重要事項を調査審議し、当該重要事項に関し必要と認める事項を知事に建議すること	生活安全調整課	
山形県交通安全対策会議	交通安全対策基本法(昭和45年法律第110号)第16条第2項の規定による県交通安全計画の作成及びその実施の推進、県及び関係行政機関等相互間の連絡調整等に関すること		に、
山形県防災会議	災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第14条第2項の規定による地域防災計画の作成及びその実施の推進、災害が発生した場合における関係行政機関等との連絡調整等に関すること		
山形県石油コンビナート等防災本部	石油コンビナート等災害防止法(昭和50年法律第84号)第27条第3項の規定による石油コンビナート等防災計画の作成及びその実施の推進、災害が発生した場合において関係機関等が石油コンビナート等防災計画に基づいて実施する災害応急対策及び災害復旧に係る連絡調整等に関すること	消防防災課	
山形県私立学校審議会	私立学校法(昭和24年法律第270号)第9条の規定による私立大学及び私立高等専門学校以外の私立学校並びに私立専修学校及び私立各種学校の設置等並びにこれらの学校を設置する法人の設立等についての審議並びにこれらの学校に関する重要事項についての知事に対する建議に関すること	学事振興課	
山形県消費生活審議会	山形県消費者保護条例(昭和51年7月県条例第42号)の規定によりその権限に属させられた事項並びに知事の諮問に応じ消費生活安定及び向上を図るための重要事項を調査審議し、当該重要事項に関し必要と認める事項を知事に建議すること		

山形県交通安全対策会議	交通安全対策基本法(昭和45年法律第110号)第16条第2項の規定による県交通安全計画の作成及びその実施の推進、県及び関係行政機関等相互間の連絡調整等に関する事	県民生活女性課
山形県青少年問題協議会	青少年の指導、育成、保護及びきょう正に関する総合的施策の樹立につき必要な事項を調査審議し、施策の適切な実施を期するために必要な関係行政機関相互の連絡調整を図ること並びにこれらの事項に関し、知事及び関係行政機関に対し意見を述べる事	
山形県青少年保護審議会	知事の諮問に応じ、有害興行、有害図書類、有害広告物及び有害特定がん具類の指定等について調査審議すること	
山形県男女共同参画審議会	男女共同参画計画その他男女共同参画の推進に関する重要事項について、知事の諮問に応じ、調査審議すること	
山形県防災会議	災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第14条第2項の規定による地域防災計画の作成及びその実施の推進、災害が発生した場合における関係行政機関等との連絡調整等に関する事	消防防災課
山形県石油コンビナート等防災本部	石油コンビナート等災害防止法(昭和50年法律第84号)第27条第3項の規定による石油コンビナート等防災計画の作成及びその実施の推進、災害が発生した場合において関係機関等が石油コンビナート等防災計画に基づいて実施する災害応急対策及び災害復旧に係る連絡調整等に関する事	

を

山形県青少年問題協議会	青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の樹立につき必要な重要事項を調査審議し、施策の適切な実施を期するために必要な関係行政機関相互の連絡調整を図ること並びにこれらの事項に関し、知事及び関係行政機関に対し意見を述べる事	文化振興課
山形県青少年保護審議会	知事の諮問に応じ、有害興行、有害図書類、有害広告物及び有害特定がん具類の指定等について調査審議すること	
山形県男女共同参画審議会	男女共同参画計画その他男女共同参画の推進に関する重要事項について、知事の諮問に応じ、調査審議すること	
山形県私立学校審議会	私立学校法(昭和24年法律第270号)第9条の規定による私立大学及び私立高等専門学校以外の私立学校並びに私立専修学校及び私立各種学校の設置等並びにこれらの学校を設置する法人の設立等についての審議並びにこれらの学校に関する重要事項についての知事に対する建議に関する事	学事振興課

に、

「

医務福祉課

」を「

健康福祉企画課

」に、

産業政策課
工業振興課

を「

産業政策課

」に、

「

河川課

」を「

河川砂防課

」に改める。

第200条第1項の表中「

次	長	部及び病院局	部長又は局長を補佐し、部又は局の事務を整理する。
---	---	--------	--------------------------

」を

危機管理監	総務部	上司の命を受けて危機管理に関する事務を掌理する。
次長	部	部長を補佐し、部の事務を整理する。
危機管理員	部及び局	上司の命を受けて危機管理に関する事務を整理する。

に改め、同表参事の項中

「

健康福祉部	土木部
-------	-----

」を「

健康福祉部、農林水産部及び土木部

」に改め、同条第2項の表中

「

業務名を冠する主幹補佐	業務名を冠する主幹を補佐し、特定事項に関する事務を整理する。
-------------	--------------------------------

」を

「

業務名を冠する主幹補佐	業務名を冠する主幹を補佐し、特定事項に関する事務を整理する。
危機管理調整員	上司の命を受けて危機管理に関する事務を処理する。

」に改める。

第201条第1項の表館長の項中「、点字図書館」を削り、同表院長の項中「及び県立病院」を削り、同表副所長の項中「衛生研究所」を「環境科学研究センター、衛生研究所」に改め、「、成人病センター、救命救急センター」を削り、同表次長の項中「、環境保全センター」及び「、計量検定所」を削り、同表副館長の項中「、点字図書館」を削り、同表副院長の項中「及び県立病院」を削り、同表部長の項中「並びに県立病院、成人病センター及び救命救急センターの事務部、薬剤部(県立病院に限る。)及び看護部」を削り、同表副部長の項中「中央病院、日本海病院、新庄病院、河北病院、成人病センター及び救命救急センターの部(事務部、薬剤部(県立病院に限る。)及び看護部を除く。))」を削り、同表室長の項中「(中央病院の中央検査部及び中央放射線部の各室並びに成人病センターの研究検査部の各室を除く。))」を削り、同表科長の項中「及び県立病院の科(診療各科及び薬剤科を除く。)、成人病センター並びに」を「、工業技術センター及び」に改め、同表専攻科長の項中「保健医療短期大学」を「保護医療短期大学及び産業技術短期大学」に改め、同表事務局長の項中「、全国植樹祭推進事務局及び全国都市緑化フェア推進事務局」、「並びに県立病院、成人病センター及び救命救急センターの事務部」及び「又は事務部」を削り、同表事務局次長の項中「及び全国都市緑化フェア推進事務局」、「産業技術短期大学」、「並びに県立病院、成人病センター及び救命救急センターの事務部」及び「又は事務部」を削り、同表薬局長の項及び副薬局長の項を削り、同表総看護師長の項中「、県立病院、成人病センター及び救命救急センター」を削り、同条第2項の表中

「

主任言語療法士
言語療法士

」を「

主任言語聴覚士
言語聴覚士

」に、

作業療法士	上司の命を受けて作業療法に関する業務に従事する。	を
主任視能訓練士	上司の命を受けて視能訓練業務を処理する。	
視能訓練士	上司の命を受けて視能訓練業務に従事する。	
診療情報管理士	上司の命を受けて病歴管理に関する業務に従事する。	
作業療法士	上司の命を受けて作業療法に関する業務に従事する。	に、
医師	上司の命を受けて医療業務に従事する。	を
山形大学医学部 関連病院臨床指導医	上司の命を受けて山形大学医学部学生の臨床実習に係る教育指導業務に従事する。	
医師	上司の命を受けて医療業務に従事する。	に、
歯科医師	上司の命を受けて歯科業務に従事する。	を
技師長	上司の命を受けて医療技術に関する業務を整理し、所属の職員を指揮監督する。	
副技師長	技師長を補佐する。	
歯科医師	上司の命を受けて歯科業務に従事する。	に、
准看護師		を
助産師	上司の命を受けて助産及び保健指導業務に従事する。	
准看護師		に、
あん摩マッサージ指圧師	上司の命を受けてあん摩、マッサージ及び指圧に関する業務に従事する。	を
医学写真師	上司の命を受けて医学撮影業務に従事する。	
医学図書師	上司の命を受けて医学図書の整理業務に従事する。	
あん摩マッサージ指圧師	上司の命を受けてあん摩、マッサージ及び指圧に関する業務に従事する。	に、

農業改良普及員	上司の命を受けて農業の普及指導業務に従事する。
生活改良普及員	上司の命を受けて農民生活改善の普及指導業務に従事する。

を

改 良 普 及 員	上司の命を受けて普及指導業務に従事する。
-----------	----------------------

に改め、同条第3項の表中

ホ ー ル 技 士	上司の命を受けて県民会館ホールの舞台操作等の補助的業務に従事する。
文 書 整 理 員	上司の命を受けて文書の整理業務に従事する。
病 歴 士	上司の命を受けて病歴に関する整理業務に従事する。

を

ホ ー ル 技 士	上司の命を受けて県民会館ホールの舞台操作等の補助的業務に従事する。
-----------	-----------------------------------

に、

クリーニング師	上司の命を受けてクリーニング業務に従事する。
看 護 助 手	上司の命を受けて看護の補助的業務に従事する。
医療機器技術員	上司の命を受けて医療機器の操作業務及び保守点検業務に従事する。

を

クリーニング師	上司の命を受けてクリーニング業務に従事する。
---------	------------------------

に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
（山形県河川法施行細則の一部改正）
- 2 山形県河川法施行細則（昭和40年県規則第71号）の一部を次のように改正する。
第2条第2号中「土木部河川課」を「土木部河川砂防課」に改める。
（山形県公舎管理規則の一部改正）
- 3 山形県公舎管理規則（昭和43年4月県規則第18号）の一部を次のように改正する。
第3条第2項中第5号を削り、第6号を第5号とし、同項第7号中「文化環境部消防防災課」を「総務部危機管理室消防防災課」に改め、同号を同項第6号とする。
（山形県公有財産規則の一部改正）
- 4 山形県公有財産規則（昭和49年4月県規則第25号）の一部を次のように改正する。
第2条第3号中「県立病院、」を削る。
（山形県消費者保護条例施行規則の一部改正）
- 5 山形県消費者保護条例施行規則（昭和51年県規則第56号）の一部を次のように改正する。
第16条中「文化環境部」を「総務部」に改める。

平成15年4月1日印刷
平成15年4月1日発行

発行所 山形県庁
発行人 山形県
購読料 月4,000円(郵送料共)

〒990-0047 山形市旅籠町二丁目1-21
印刷所 坂部印刷株式会社
印刷者 坂部 登
電話 山形(631)2057 (631)2056